

秋田市立小中学校印刷機賃貸借に伴う単価契約に関する仕様書

本仕様書は、秋田市立小中学校で使用する印刷機の納入設置賃貸借に関して定めたものである。

1 印刷機の仕様

- (1) 400dpi以上の解像度を有すること。
- (2) A3判が印刷できること。
- (3) 文字写真混在モードを搭載していること。
- (4) ズーム（拡大・縮小）機能があること。
- (5) 100枚／分以上の印刷速度を有すること。
- (6) 自動原稿送り装置（ADF装置）があること。
- (7) プリントの自動区分け機能（テープマーカでも可）があること。
- (8) 専用テーブルがあること。

2 印刷機の保守等

- (1) 保守期間は契約期間と同じとし、修理等に要する部品、消耗品等についても、この期間は確保できるものとする。
- (2) 機器の正常な動作確保のため、整備、部品交換を行うこと。
- (3) 機器の故障時には適切な修理を行える技術者を迅速に配備することができ、故障発生当日中に復旧作業を行うこと。
- (4) 修繕に時間を要する場合は、同等能力を有する代替機を設置すること。
- (5) 印刷機使用に伴う消耗品を納入すること。
- (6) 保守に要する費用はインクおよびマスター各々の契約単価に含むこととする。

3 契約期間

令和8年10月1日から令和12年10月31日まで

4 設置台数

秋田市立小中学校 29校29台（小学校18校18台、中学校11校11台）

5 印刷機の設置場所

名称	位置	台数
旭北小学校	秋田市山王三丁目1番35号	1
牛島小学校	秋田市牛島東六丁目6番1号	1
旭川小学校	秋田市手形字才の浜63番地	1
土崎小学校	秋田市土崎港東一丁目6番39号	1
高清水小学校	秋田市将軍野南一丁目2番16号	1
広面小学校	秋田市広面字蟹沢29番地	1
日新小学校	秋田市新屋栗田町24番1号	1
外旭川小学校	秋田市外旭川字梶ノ目262番地2	1
飯島小学校	秋田市飯島鼠田二丁目2番1号	1
浜田小学校	秋田市浜田字自在山47番地の2	1
豊岩小学校	秋田市豊岩豊巻字内縄尻90番地	1

名称	位置	台数
仁井田小学校	秋田市仁井田本町四丁目7番1号	1
八橋小学校	秋田市八橋大沼町7番1号	1
泉小学校	秋田市泉中央六丁目2番1号	1
大住小学校	秋田市仁井田字西潟敷33番地	1
桜小学校	秋田市桜四丁目12番1号	1
飯島南小学校	秋田市飯島西袋一丁目1番2号	1
寺内小学校	秋田市寺内堂ノ沢二丁目14番1号	1
秋田南中学校	秋田市南通宮田15番1号	1
山王中学校	秋田市山王三丁目1番24号	1
外旭川中学校	秋田市外旭川字梶ノ目50番地	1
秋田北中学校	秋田市下新城野中野字街道端西241番地の90	1
城南中学校	秋田市檜山城南町4番1号	1
城東中学校	秋田市広面字鍋沼17番地	1
泉中学校	秋田市泉北二丁目6番1号	1
将軍野中学校	秋田市将軍野南一丁目12番1号	1
御野場中学校	秋田市仁井田字中新田223番地	1
勝平中学校	秋田市新屋北浜町13番1号	1
河辺中学校	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地84番地	1

6 納入、設置および撤去に係る事項

- (1) 新機器および付属品は新品もしくは同等品を納入すること。
- (2) 機器の納入、設置および撤去等の費用は契約単価に含むこと。
- (3) 新旧機器の入替えは設置校と協議し、契約開始日までに行うこと。
- (4) 新機器受注者は新旧機器の入替作業を円滑に行うため、旧機器受注者と連携し、責任を持って入替えを行うこと。
- (5) 新機器を契約開始日より前に設置した場合は、設置日から契約開始日までは試運転期間とし、無償とすること。
- (6) 新機器の事前設定および調整は納入前に終えておくこととし、これらの作業に伴う場所の確保や諸費用および消耗品等は受注者の負担とする。
- (7) 新機器は全て使用可能な状態で納入し、設置校立会いのもと動作確認を行うこととし、これらに要する費用は受注者の負担とする。
- (8) 契約期間が満了し、又は契約を解除された場合は、設置校と協議のうえ速やかに機器を撤去することとし、これらの作業に伴う諸費用等は受注者の負担とする。

7 使用予定数

- (1) インク $25\text{リットル} \times 29\text{台} \times 4\text{年}1\text{ヶ月} = 2,961\text{リットル}$
- (2) マスター $2,860\text{枚} \times 29\text{台} \times 4\text{年}1\text{ヶ月} = 338,672\text{枚}$

なお、使用予定数は実績に基づく契約期間の想定数であり、発注数を保証するものではない。

8 その他

- (1) 機器操作等の相談に対して、適切な指導を行うこと。
- (2) 賃貸する機器には動産総合保険を付保すること。
- (3) 受注者は業務で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間が満了し、又は契約を解除された後においても同様とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。